

文京区特別養護老人ホーム入所申請のご案内

文京区では、「文京区特別養護老人ホーム入所指針」を策定し、裏面の入所基準により、原則要介護3以上で特別養護老人ホームに入所する必要性が高いと判定された方が、優先して入所できる仕組みとしています。

優先度の判定は

提出いただいた入所申込書に基づいて次の項目を点数化して優先度の判定を行い、点数の高い方から順番に入所希望者名簿に記載します。(配点は裏面参照)

- ①介護保険被保険者証等に記載されている要介護度
- ②認知症症状等による日常生活の状況
- ③年齢及び区内居住年数
- ④在宅サービスの利用率
- ⑤家族及び介護者の有無とその状況



入所申込の方法

入所を希望する施設又は区から入所申込書入手(区ホームページからダウンロードすることもできます。)し、ケアマネジャー等と協議の上、入所を希望する施設に、必要書類を直接提出してください。なお、区外の施設(8か所)に入所を申し込む場合は、文京区高齢福祉課に必要書類を提出してください。

《入所申込に必要な書類》

- ①入所申込書
- ②介護保険被保険者証の写し
- ③最近3か月分の介護サービス利用票及び介護サービス利用票別表の写し
*③は在宅の方のみ提出

要介護1又は2で区の特例入所の対象に該当すると思われる方

上記に加え

- ④愛の手帳または精神障害者手帳を所持する方は、度(級)数を記入の上、手帳を申請時に提示
- ⑤認知症高齢者の日常生活自立度を記入(ケアマネジャーと相談)

入所希望者名簿に記載 (入所申込を行うと、次の期間で入所希望者名簿に記載されます)

- ◆ 2月末日までに申込 → 4月～6月の入所希望者名簿に記載
- ◆ 5月末日までに申込 → 7月～9月の入所希望者名簿に記載
- ◆ 8月末日までに申込 → 10月～12月の入所希望者名簿に記載
- ◆ 11月末日までに申込 → 1月～3月の入所希望者名簿に記載

順位についての問い合わせは、申し込んだ施設又は区のどちらでも回答できます。なお、空きが出た場合は、原則として、上位の方から順番に施設から直接連絡いたします。

入所申込をした後で、心身の状態や家族の状況等が変わったとき

ご本人の心身の状態や介護者の状況が変わった場合は、再申込が必要となります。再申込がない場合は、以前に提出された入所申込書に基づく点数がそのまま継続されます。

入所の順番が来たときに入所しなかったとき

入所の順番が来たときに入所を辞退した場合は、入所希望者名簿の順位が下位に下がります。

ご不明な点は、各施設又は区にお問い合わせください。

平成26年12月1日作成

(お問い合わせ先)

文京区福祉部高齢福祉課高齢者相談係

電話：5803-1382(直通)